



第73号
平成25年10月31日

編集 松山市農業委員会
発行 松山市二番町四丁目7番地2
〒790-8571 (TEL948-6627)
印刷 太陽印刷株式会社

今後の重要施策となります『人・農地プラン』

『人・農地プラン』とは、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」です。



今、私たちの地域・集落では、農業従事者の高齢化や後継者不足、遊休農地の増加など多くの課題を抱えています。5年後、10年後の地域・集落の農業・農地を誰が担っていくのか、将来に備えて、人と農地の問題を一緒に考えてみませんか。

すでに8地区10集落でプランが作成され、支援策が活用されています。また、今後も「人・農地プラン」の作成を要件とする関連支援策が強化されることが想定されます。

人・農地プランに対する 主な支援策

- ・農地集積協力金（農地の出し手への支援）
- ・青年就農給付金（新規就農者への支援）
- ・規模拡大交付金（農地の受け手への支援）
- ・スーパーL資金の無利子化（担い手への金融支援）

詳しい内容については、松山市農林水産課ホームページをご覧ください。下記連絡先までお問合せ下さい。

お問合せ先

松山市役所 農林水産課 集落営農・担い手育成担当…………… TEL 948-6566

松山市農業委員会事務局 農政担当…………… TEL 948-6628・6631

農地と人結び



○高齢化、後継者問題等により、市内に所在する所有農地を貸したい（売りたい）ご意向があるのに、なかなか借り手（買い手）が見つからない又は、借り手（買い手）の探し方が分からない、そんなお悩みをお持ちの方へご提案です。

松山市のホームページに貴方の農地情報を載せてみませんか？

本市では「農地と人結び」として、農地を貸したい方と借りたい方の結びつけをお手伝いしています。

詳しい内容については、松山市農林水産課ホームページをご覧ください。下記連絡先までお問合せ下さい。

お問合せ先

松山市役所農林水産課 集落営農・担い手育成担当 TEL 948-6566

農業委員会の平成 25 年度の目標及びその達成に向けた活動計画

松山市農業委員会の平成 25 年度の目標とその達成に向けた活動計画を決定いたしましたので、お知らせいたします。

○遊休農地に関する措置

現 状 (平成25年3月現在)	管内の農地面積	遊休農地面積	割合
	9,056.9ha	778.2ha	8.6%
課 題	農地の遊休化の原因となっている農産物価格の低迷状態の打開、後継者不足・高齢による労働力の不足が払拭されること、収益に確実に寄与する作物の明確化など。		
平成25年度目標	遊休農地の解消面積 10ha		
活 動 計 画	調査実施時期	調査員数 (実数)	調査結果取りまとめ時期
	10月～11月	48人	12月～翌年1月
	調査方法	前年の遊休農地を確認できる地図を全委員に配布するとともに、遊休農地の所在地の一覧表を配布し、これを元に現地での調査を実施する。	
遊休農地への指導	実施時期：10月～翌年3月		

○認定農業者等担い手の育成及び確保

現 状 (平成25年3月現在)	農家数	11,293戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	1,607戸	866経営	0法人	0法人
	農業生産法人数	28法人			
課 題	農産物価格の低迷、農業者の高齢化や後継者不足により認定数が減少すると考えられる。また、特定農業法人も特定農業団体も要件が厳しいため、創設は、困難である。				
平成25年度の目標	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体		
	5経営	1法人	1団体		
活 動 計 画	期間満了予定の認定農業者に再認定を行うよう指導する。 家族経営協定の締結の推進により1経営体から複数の認定農者を認定できるよう指導する。	集落説明会等により特定農業法人について説明を行う。	集落説明会等により特定農業団体について説明を行う。		

○担い手への農地の利用集積

現 状 (平成25年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	9,056.9ha	233.0ha	2.6%
課 題	面識のある農家以外への農地の貸付は、断られる場合が多く、閉鎖性が高い。農業委員が仲介を行っても躊躇する場合が多い。		
平成25年度の目標	集積面積 30ha		
活 動 計 画	1.期間満了となる利用権の設定について、期間満了の通知により再設定を促す。 2.認定農業者等の会合で農地の流動化の推進を図る。 3.経営所得安定対策の申告時に、利用権の設定を促す。		

○違反転用への適正な対応

現 状 (平成25年3月現在)	管内の農地面積 (A)	違反転用面積 (B)	割合 (B/A×100)
	9,056.9ha	24.1ha	0.3%
課 題	山間部や平野部周辺の農地は、監視の目が届きにくいことから違反転用の発見が遅れがちとなる場合が多い。		
平成25年度の目標	違反転用の解消面積 2.2ha		
活 動 計 画	違反転用の未然防止のため、農業委員会だより (3月・10月) 等を通じた転用許可制度の周知・啓発活動、及び相談活動を積極的に実施する。 また、事案の発見・掌握については、農業委員・事務局職員の日常活動はもとより、一般市民からの通報や関係機関からの通知も利用する。 なお、違反転用を発見した場合は、現地調査を行い、関係部局や県との連携を図りながら事情聴取、工事その他行為の停止、原状回復、または可能なものについては、追認許可申請を指導し、再発防止を厳しく指導する。 さらに、2年前の転用許可案件のうち転用確認未了のものについて農業委員と事務局職員にて9月～10月に追跡調査を実施し、許可目的実現のための指導を行い、違反転用防止の一環とする。		

鳥獣による農作物被害でお困りの農家の皆様へ — 鳥獣被害防止施設等資材購入費補助金のご案内 —

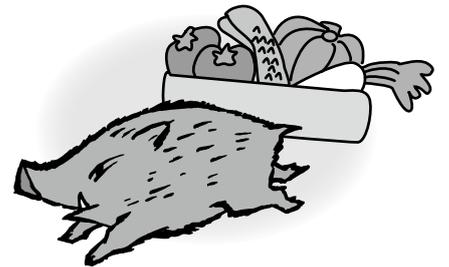
松山市では、イノシシなどの有害鳥獣による農地への侵入防止を目的とした被害防止施設（電気柵、金網、トタン板など）を設置する農家の皆様に対して支援を行っております。

1. 補助金の交付を受けることができる人

- ◎松山市内に住所があり、松山市において農業を営んでいる人。
- ◎販売農家（経営耕地面積が30アール以上又は農産物販売金額が年間50万円以上）であること。
- ◎松山市税を完納していること。
- ◎年度内に事業が完了すること。（年度1回限り）

2. 補助の対象となる経費

- ◎松山市内の耕作農地に被害防止施設を新設する場合に必要な資材の購入費用。
- *資材を購入する店舗は、松山市内の店舗に限ります。



3. 補助金の額

- ◎個人で設置する場合（施設の延長が100メートル以上のもの）
 - *販売農家：補助対象経費又は*標準事業費のいずれか低い額の3分の1以内で上限2万円。
 - *認定農業者：補助対象経費又は*標準事業費のいずれか低い額の2分の1以内で上限3万円。
- ◎共同で設置する場合（施設の延長が300メートル以上のもの）
 - ◆販売農家2戸以上の共同設置については、受益地が連続する農地であること。
 - *補助対象経費又は*標準事業費のいずれか低い額の2分の1以内で上限50万円。
（*標準事業費は、施設の延長1メートル当たり450円。）

4. お問い合わせ先

松山市農林水産課（鳥獣対策担当） ☎ TEL 948-6567

**農業委員会委員選挙人名簿
登載申請書の提出にご協力を！**

選挙人名簿は毎年調製が必要です。

調製は平成26年1月1日現在の状況により行います。該当者には12月中旬に申請書を送付しますので必要事項を記入し押印の上、同封の返信用封筒で平成26年1月10日（金）（必着）までに返送してください。

なお、市外で農業経営を行っている人や相続などで新たに農業経営を始めた人は、申請書が送付されないことがあります。左記の資格要件に当てはまる人で、12月中旬に申請書が届かない人や、記入方法などが不明の場合は、農業委員会事務局にご連絡ください。

【名簿登載の資格要件】

- 市内に住所を有し、平成26年3月31日現在、満20歳以上の人で次のいずれかに該当する人
- ① 10アール以上の農地について耕作の業務を営む人
- ② ①の経営主の同居の親族またはその配偶者で、おおむね年間60日以上耕作に従事している人
- ③ 10アール以上の農地について耕作の業務を営む農業生産法人の組合員、社員または株主で、おおむね年間60日以上耕作に従事している人

お問い合わせ先

農業委員会事務局

(TEL) 948-6628 (FAX) 934-1808

選挙管理委員会事務局

(TEL) 948-6619 (FAX) 934-1811

老後の備えは 農業者年金で安心!



農業者年金は、
積み立て方式の
公的な年金です

農業者年金は、60歳未満の国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する方であれば誰でも加入できます。

- 積立方式で安定した財政運営が実施されます
- 80歳までの保証が付いた終身年金です
- 保険料は自由に選択できます
- 保険料は全額所得控除の対象となります
- 保険料の国庫補助制度があります(要件あり)

お問合せ先

農業委員会事務局 農業者年金担当 (TEL 948-6631)

農地取得等における許可基準が

平成26年4月1日 から

緩和されます。

農地法第3条の許可基準である下限面積が次のように変更となります。

下限面積		適用区域
平成26年3月31日まで	50a	松山市全域
平成26年4月1日から	30a	

下限面積とは、農地法第3条の許可を受け、耕作のために農地の所有権等の権利を取得しようとする場合、取得後において一定面積以上の耕作面積に達しなくてはならない面積です。

お問合せ先

農業委員会事務局 TEL 948-6627, FAX 934-1808

農地利用状況調査(農地パトロール)の実施について

遊休農地の状況などを把握するため、毎年、市内全域の利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対しては、農地の適正な管理をして頂くよう指導しています。

○調査の期間：平成25年10月中旬から平成25年11月下旬まで

○調査の方法：地区の農業委員が農地を見廻り、耕作放棄されている農地等の調査をします。

各農地へ立ち入ることやお話を伺うこともありますが、ご理解とご協力をお願いします。

*遊休農地とは？

①1年以上にわたって耕作されておらず、今後耕作されないと見込まれる農地。

②周辺の農地と比べて著しく低利用となっている農地。

なぜ調査が必要なの？

農地は一度耕作をやめて数年経てば、原形を失うほどに荒れてしまいます。耕作できる状態に戻すのに、大変な手間と労力がかかります。

農地の適正な管理を怠ると、雑草の繁茂による害虫等の温床となるだけでなく、粗大ゴミや産業廃棄物等の不法投棄による悪臭や汚水の発生源となり、また、火災発生の原因となるなど、近隣農業者や周辺住民に大きな迷惑となる可能性があります。

草刈や耕起などにより、農地を再生し利用するか、いつでも耕作可能な状態にしておきましょう。

お問合せ先

農業委員会事務局 農政担当 TEL 948-6631・6628

広告

全国農業新聞

営農に役立つ情報が満載!

○発行日 毎週金曜日

○購読料 月額600円(送料共)

○お問合せ先 農業委員会事務局 (TEL) 948-6627